

指 導 死

2017.11 武田さち子 作成

年	指導死 文科省・警察庁：教師との関係(での悩み)																
	文科省 (年度)				警察庁 (年)								報道(自殺のみ) 2017.武田まとめ (年)				
	小	中	高	計	小	中	高	小計	大	専修	計	小	中	高	小計	大	計
2007	0	0	0	0	0	2	3	5	2	0	7	0	1	2	3	1	4
2008	0	1	1	2	0	2	1	3	0	0	3	1	1	2	4	0	4
2009	0	0	1	1	0	1	2	3	1	4	8	0	1	1	2	0	2
2010	0	1	1	2	0	2	3	5	3	0	8	0	0	0	0	0	0
2011	0	0	0	0	0	1	4	5	5	1	11	0	1	1	2	0	2
2012	0	1	4	5	0	0	2	2	1	3	6	0	1	5	6	0	6
2013	0	1	1	2	0	1	0	1	3	0	4	0	0	1	1	0	1
2014	0	0	0	0	0	3	1	4	3	2	9	1	2	0	3	0	3
2015	0	1	0	1	0	1	1	2	6	1	9	0	3	3	6	2	8
2016	0	2	1	3	0	2	0	2	0	0	2	0	2	0	2	0	2
計	0	7	9	16	0	15	17	32	24	11	67	2	12	15	29	3	32

「指導死」の定義。(大貫隆志氏による)

- 1.不適切な言動や暴力等を用いた「指導」を、教員から受けたり見聞きすることによって、児童生徒が精神的に追い詰められ死に至ること。
- 2.妥当性、教育的配慮を欠く中で、教員から独断的。場当たりの制裁が加えられ、結果として児童生徒が死に至ること。
- 3.長時間の身体の拘束や、反省や謝罪、妥当性を欠いたペナルティー等が強要され、その精神的苦痛により児童生徒が死に至ること。
- 4.「暴行罪」や「傷害罪」、児童虐待防止法での「虐待」に相当する教員の行為により、児童生徒が死に至ること。

学校には、様々な形の「教員」と「生徒」との関わりがあります。日常的なごく普通の関わり、例えば授業やクラブ活動での「教員」と「生徒」の関わりもありますし、生徒の何等かの問題行動があった場合の「教員」と「生徒」に関わりもあります。「指導死」では、学校における「教員」と「生徒」との関わりの全てを「指導」と位置付けます。

【 参考資料 】

「追いつめられ、死を選んだ七人の子どもたち。『指導死』」 高文研
 大貫隆志・住友剛・武田さち子 著

「日本の子どもたち」 <http://www.ica.apc.org/praca/takeda/>



「オリジナル資料」 http://www.ica.apc.org/praca/takeda/takeda_data.html

から、指導死事例一覧ダウンロード可